

## 規程等

# 跡見学園女子大学附属心理教育相談所規程

## 〔規程の目的〕

第一条 この規程は、跡見学園女子大学学則第四条に基づき、跡見学園女子大学附属心理教育相談所（以下「相談所」という。）に関し必要な事項を定める。

## 〔目的〕

第二条 相談所は、子どもの発達および教育、青年、成人、高齢者の精神的健康、家族や地域社会での人間関係の問題等について、臨床心理学とその関連分野の専門的な立場から相談業務を行い、地域社会に貢献するとともに、本学の教育に寄与することを目的とする。

## 〔所在〕

第三条 相談所は、埼玉県新座市中野一丁目9番6号跡見学園女子大学内に設置する。

## 〔業務〕

第四条 相談所は、第二条の目的を達成するために、以下の業務を行う。

- 一 心理教育相談、心理療法、遊戯療法等
- 二 各種の心理検査と心理アセスメント
- 三 本学大学院人文学研究科臨床心理学専攻の実習科目履修者に対する指導
- 四 本学における教育活動に対する補助
- 五 地域教育相談事業と連携及び協力
- 六 インターンに対する指導
- 七 上記第一号乃至第六号の業務を適切かつ円滑に行うために必要な研究
- 八 紀要の発行
- 九 その他必要と認められる業務

## 〔組織〕

第五条 相談所に、所長を置く。

- 2 所長の下に、相談員及び必要な職員を置く。
- 3 所長の下に、補助相談員を置くことができる。

## 〔所長〕

第六条 所長は、大学評議会の議を経て、学長が任命する。

- 2 所長の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えること

ができない。

- 3 所長は、相談所の業務を掌理する。

#### 〔相談員〕

**第七条** 相談員の定数は、五名とする。

- 2 相談員は、大学評議会の議を経て、学長が任命する。
- 3 相談員となるために必要な資格は、別に定める。
- 4 相談員の任期は二年とし、再任を妨げない。
- 5 相談員は、所長の指揮に従い、相談所の業務を行う。

#### 〔補助相談員〕

**第八条** 補助相談員を置く場合の員数は、大学評議会が定めるところによる。

- 2 補助相談員は、大学評議会の議を経て、学長が任命する。
- 3 補助相談員となるために必要な資格は、別に定める。
- 4 補助相談員の任期は二年とし、再任を妨げない。
- 5 補助相談員は、相談員の業務を補助する。

#### 〔インターン〕

**第九条** 相談所は、職業人としての心理臨床家の育成を達成するために、インターンを採用することができる。

- 2 インターンは、相談所の指導の下に、相談所業務を体験学習する。
- 3 インターンとなるために必要な資格は、別に定める。
- 4 インターンの期間は、一年とし、延長を妨げない。

#### 〔職員〕

**第十条** 相談所の業務に必要な職員の定数は以下の通りとする。

- 一 主に事務を担当する職員 1名
- 二 主にインテークを担当する職員 若干名
- 2 前項第二号の職員をインターカーと呼ぶ。

#### 〔実習生〕

**第十一条** 相談所は、大学院人文科学研究科臨床心理学専攻修士課程の実習科目履修者を実習生として受け入れる。

- 2 実習生は、相談所の指導の下に、相談所業務を体験学習する。

## 〔相談報酬〕

第十二条 相談所は、第四条第一号乃至第二号の業務に対して報酬を受け取ることができ

きる。

2 前項の報酬の額は、当該相談者につき次の通りとする。

報酬の額は次表の通りとする。

- 一 第四条第一号の業務の内、個人面接  
初回 三千円、二回目以降各回 千円
- 二 第四条第一号の業務の内、集団面接  
一回 五百円
- 三 第四条第二号の業務  
一回 二千円

## 〔委員会〕

第十三条 第四条に定める相談所の業務に関する重要な事項を審議するために、心理教育相談所委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 所長
- 二 所長が、相談員から選考する委員三名
- 三 大学評議会が、その評議員から選考する委員二名

3 委員の任期は、前項第一号並びに第二号による委員についてはその職にある期間とし、同第三号による委員については二年とし、再任を妨げない。ただし、同第三号による委員については引き続き四年を超えることはできない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、所長をもってこれに充てる。

6 委員長は、委員会を主宰する。

7 委員長は、次の各号の一に該当する場合、委員会を招集する。

- 一 学年の始まる月及び終わる月、並びに秋学期の始まる月（定例）
- 二 委員長が必要と認めたとき
- 三 学長又は大学評議会の要求があったとき
- 四 委員の三分の一以上から要求があったとき

8 委員会は、委員の三分の二の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

9 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

10 前項にかかわらず、委員会は、特別に必要があると認められる事項については、委員の出席者の三分の二の賛成をもって決する。

11 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ発言させることができる。

〔下部規則〕

第十四条 委員会は、相談所を管理運営するために必要な規則を定めることができる。

〔改廃〕

第十五条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は平成十五年四月一日より施行する。

附則

この規程は平成十六年十一月一日より改正実施する。

附則

この規程は平成十七年四月一日より改正実施する。

附則

この規程は平成二十三年四月一日より改正実施する

附則

この規程は平成二十五年四月一日より改正実施する

# 跡見学園女子大学附属心理教育相談所紀要に関する規程

- 第一条** この規程は、跡見学園女子大学学則第一条の三に基づき、心理教育相談所紀要（以下「紀要」という。）の発行と編集に関する必要な事項を定める。
- 第二条** 紀要は、毎年一回発行する。ただし、必要な場合には、臨時号を発行することができる。
- 第三条** 紀要に研究成果を発表することができるのは、原則として心理教育相談所相談員及び補助相談員（以下「相談員等」という。）とする。ただし、以下の者は、相談員等の推薦のある場合には、研究成果を発表することができる。
- 一 本学専任教員及び兼任講師
  - 二 心理教育相談所のインターン、職員及び実習生
  - 三 相談員等と共同研究に従事する者
- 第四条** 紀要に掲載する論文等は、未発表の学術的なものに限る。
- 第五条** 紀要の編集及び発行については、心理教育相談所（以下「相談所」という。）がこれを行う。
- 第六条** 投稿を希望する者は、相談所が指定する期日までに、「投稿申し込み書」に必要な事項を記入の上、相談所に届け出るものとする。また、原稿は、相談所の指定した期日までに提出することとする。
- 第七条** 投稿原稿は、心理教育相談所委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、採否を決定する。ただし、必要に応じて、投稿原稿の内容に関わる専門家の意見を徴することがある。
- 第八条** 採用原稿が多数にのぼり、全編の掲載が困難な場合には、本委員会が協議して対処する。
- 第九条** 執筆者は、掲載原稿にかかる著作財産権のうち複製権及び公衆送信権の行使を大学に委託することとする。
- 第十条** この規程を実施するに当たり、必要な細則を定めることができる。
- 第十一条** この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。
- 附 則** この規程は、平成十六年十一月一日より施行する。